

医療保険福祉審議会 老人保健福祉部会・介護給付費部会 合同部会（第19回）の議事次第

日時：平成11年11月15日(月)16:30～

場所：東京會館 ゴールドスタールーム

- 1 開会
- 2 痴呆対応型共同生活介護事業の指定基準等の見直しについて（諮問）
- 3 経過的居宅給付支給限度基準額の下限の額について
- 4 介護保険法の円滑な実施のための特別対策について（報告）
- 5 施設介護サービスに係る介護報酬実態調査結果（速報）について（報告）
- 6 要介護認定の申請受付状況等について（報告）
- 7 その他
- 8 閉会



医福審一老・介合同	
11.11.15	068

厚生省発老第89号
平成11年11月15日

医療保険福祉審議会
老人保健福祉部会長 井形 昭弘 殿

医療保険福祉審議会
介護給付費部会長 星野 進保 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉

諮 問 書

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部を別添要綱のとおり改正することについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条、第74条第3項並びに介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第14条及び第15条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

(別添)

痴呆対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案要綱

1 人員に関する基準の一部改正

- 管理者は、痴呆介護に関する専門的な知識及び経験を有する者でなければならないこと。
- 介護支援専門員その他の計画作成に関し知識及び経験を有する者を計画作成担当者として配置すること。(計画作成担当者は、管理者を含め、他の業務との兼務が可能。)

2 設備に関する基準の一部改正

- 1の居室の床面積が7.43㎡以上であること。

※ 法施行の際現に存する痴呆対応型共同生活介護の事業に相当する事業の用に供する共同生活住居(基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)であって痴呆対応型共同生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、この基準を適用しない。

3 運営に関する基準の一部改正

- 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、提供した指定痴呆対応型共同生活介護に関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。